解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

鹿児島市与次郎二丁目八番八号
財団法人鹿児島県市町村職員厚生会
代表清算人　日髙　政勝

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年三月三十一日、存続期間の満了により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴二一一番地
財団法人遊佐町観光開発公社
代表清算人　堀田　堅志

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日に存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

群馬県前橋市千代田町一丁目一番二二号
財団法人北曲輪会館
代表清算人　岩崎　宏行

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月二十九日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

千葉県八千代市萱田町五九六番地の五
財団法人八千代市開発協会
清算人　竹之内正一

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十五年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

東京都千代田区猿楽町二丁目八番八号
日建・レンタコムグループ厚生年金基金
清算人　関山　正勝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

大阪府高槻市桜ケ丘南町七番二三号
財団法人桜ケ丘公民館
代表清算人　馬場　雅貴

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年三月二十九日総務大臣及び国土交通大臣の認可により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

広島市中区国泰寺町一丁目四番一五号
広島市土地開発公社
代表清算人　堀内　雅晴

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

香川県小豆郡土庄町大部甲五二三番地
職業訓練法人小豆島洋裁職業訓練協会
清算人　米倉　勝久

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

高知県高知市愛宕町一丁目一〇番八号
財団法人土佐婦人会
清算人　濱川　總子

配当公告

岐阜県土岐市駄知町二四四二番地の一
破産者　三洋陶器株式会社

右の者に対する岐阜地方裁判所平成二十一年（フ）第二七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金三、〇四七、一八四、八二九円

一、配当することのできる金額
金一五五、三三〇、一九三円

平成二十五年四月十八日

岐阜市上竹町二一番地
破産管財人　幅　隆彦

配当公告

名古屋市中区丸の内一丁目一五番二〇号
破産者　株式会社イレックス・ホールディング

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第二五六八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金四、四六三、九二八、二六三円

一、配当をすることのできる金額
金二六二、〇〇八、八七〇円

平成二十五年四月十八日

名古屋市中区丸の内一丁目一七番二号第一四ＫＴビル六階　破産管財人　佐藤　浩史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県青森市古川二丁目二八番地の一、最後の住所岩手県盛岡市高松一丁目二一―九
被相続人　亡　今　眞理子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十八日

事務所岩手県盛岡市神明町六番六―六一〇号
相続財産管理人　弁護士　小野寺正孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高円寺南二丁目一〇番、最後の住所東京都杉並区高円寺南二丁目一〇番一四号堀方　被相続人　亡　大滝　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十八日

山形県長井市本町二丁目一一番四一号
相続財産管理人　梅津　悠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県笠間市稲田九〇三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　柳橋　文枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十八日

事務所茨城県水戸市中央二丁目三番三一号
茂手木ビル一〇二号
相続財産管理人　弁護士　茂手木雄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市上豊岡町一〇七六番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　神山　徹也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十八日

事務所群馬県高崎市金古町一九〇三番地二二
相続財産管理人　松本　紀佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市駒形町一八一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　手島　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十八日

事務所群馬県前橋市大手町一丁目五―一一
大手町ビル二〇二
相続財産管理人　弁護士　長谷川亮輔